令和8年 年頭所感 本協会の「濫用防止手順書」(案)

新年、明けましておめでとうございます。配置業界、当協会へのご支援、ご協力を感謝し、本年も宜しくお願いする次第です。以下、当協会の濫用防止手順書（案）について触れさせて頂きます。

例えば、置き薬の得意先台帳（懸場帳、かけばちょう）に記入された一軒の得意先内容を見てみよう。住所、戸主の氏名、電話番号、前回訪問日、前回訪問時の配置数量等があり、業者にもよるが過去の訪問日、過去の商品毎の使用数量累計、家族構成（員数、男女、年齢等）も記入されている。配置従事者一人当たりの担当（持ち）軒数は、５００～１０００軒前後である。これらの事より、置き薬（配置薬）は不特定多数ではなく、特定少数の販売方法だとお分かり頂けよう。また配置薬の殆どの総合感冒薬の一個容量は１～２日間（６～１２カプセル）であり、濫用防止については、置き薬（配置薬）の販売方法自体がその対策となっているともいえる。

実際、総合感冒薬の配置数の増量がどのようされているかというと、前回２個配置して２個使用されていれば、得意先に誰がどのような経過で使用したかを問合せながら、３個か５個を補充し、これ以上の増量なら、得意先が必要とする事情や状況を尋ねる事となる。「良く効いたから」、「家族が増えたから」等であれば、問題ない。つまり使用者が特定され、用法用量に従った服用をされる、との適正利用の範囲内で販売がされているのが、置き薬（配置薬）販売なのである。

今般の薬機法改正に伴い、日本置き薬協会は指定濫用防止医薬品に係る手順書（案）を作成し会員業者へ理解を求める事とした。なお作成に当たり日本配置販売業協会の同案をもとに作成させた頂いた。

「濫用等の恐れのある医薬品」の配置販売について

「濫用等の恐れのある医薬品」を配置するときは、次の①及び②に掲げる方法により行わねばならない。

①医薬品の配置販売に従事する者は、次のアからエまでに事項を確認すること。

ア 「濫用等の恐れのある医薬品」を配置販売によって購入し、又は譲り受けようとするものが若年者（１８歳未満）である場合、当該者の氏名及び年齢。

イ　「濫用等の恐れのある医薬品」を配置販売によって購入し、または譲り受けようとする者、及び当該医薬品を使用しようとする者の、他の配置販売業者、薬局、薬店から当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等の恐れのある医薬品の購入または譲り受けの状況。

ウ　「濫用等の恐れのある医薬品｝を配置販売によって購入し、又は譲り受けようとする者が、従来の使用数よりも増量して当該医薬品の配置を求める場合は、その理由。

エ　その他、当該医薬品の適正な使用を目的とする配置販売による購入・譲受けであることを確認するために必要な事項。

②　医薬品の配置販売に従事する者は、①により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り配置すること。

名実ともに濫用防止医薬品への濫用防止策が整う置き薬（配置薬）販売ではあるが、配置従事者の得意先での適切な対応が欠かせない。本誌前号において編集部横田敏氏の巻頭言「改正薬機法とオーバードーズ対策～OTC 市場の専門家に求められる使命と展望」に、「専門家（薬剤師、登録販売者、配置従事者等～筆者注）が若者の悩みや困難に気づき、積極的に声を掛けて話を聞き、必要に応じて専門の医療機関などへの橋渡しを行うことで、不幸な事件や自殺を一件でも減らすことができれば、それは専門家として大きな誇りとなるでしょう」と記されている。体は治せても心は治せない濫用薬。心を病む若者を心身ともに回復させる役目が専門家にある、と言えるだろう。